

内閣参質一七〇第五九号

平成二十年十月二十八日

内閣総理大臣 麻生太郎

参議院議長 江田五月殿

参議院議員小池晃君提出年金記録問題の是正に係る再裁定処理の迅速化に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小池晃君提出年金記録問題の是正に係る再裁定処理の迅速化に関する質問に対する答弁書
一について

社会保険庁においては、国民年金又は厚生年金保険の受給権者の年金の裁定を変更する処理（以下「裁定変更処理」という。）の受付件数、処理件数及び未処理件数について、本年七月までのものを把握しているが、お尋ねの本年一月以降の各月の件数は、それぞれ、一月が約一万九千件、約一万六千件、約三万八千件、二月が約三万二千件、約一万九千件、約五万二千件、三月が約五万三千件、約一万五千件、約八万九千件、四月が約八万三千件、約一万六千件、約十五万六千件、五月が約九万六千件、約二万三千件、六月が約十二万二千件、約二万三千件、約三十三万件、七月が約十一万三千件、約二万四千件、約四十二万件である。なお、未処理件数については、月末時点の件数である。

また、お尋ねの平均処理待ち期間については、把握していない。

二について

社会保険庁においては、月初めではなく月末時点での職員の数を把握しており、お尋ねの本年一月以降の職員の数については、本年一月末時点の総数が三十八人、うち専任の常勤職員（任期付職員を除く。以

下「専任職員」という。）が二十人、社会保険庁本庁又は地方社会保険事務局等からの支援職員（以下「支援職員」という。）が十二人、非常勤職員が六人であり、二月末時点の総数が六十人、うち専任職員が二十三人、支援職員が十二人、非常勤職員が六人、派遣職員が二十人であり、三月末時点の総数が五十六人、うち専任職員が二十三人、支援職員が十二人、非常勤職員が六人、派遣職員が十五人であり、四月末時点の総数が五十六人、うち専任職員が三十五人、非常勤職員が六人、派遣職員が十五人であり、五月末時点の総数が八十二人、うち専任職員が三十六人、非常勤職員が六人、派遣職員が四十人であり、六月末時点の総数が百一人、うち専任職員が六十七人、非常勤職員が六人、派遣職員が二十八人であり、七月末時点の総数が百十人、うち専任職員が四十五人、非常勤職員が六人、派遣職員が五十九人であり、八月末時点の総数が百二十七人、うち専任職員が四十六人、非常勤職員が六人、派遣職員が七十五人であり、九月末時点の総数が百四十五人、うち専任職員が四十四人、支援職員が十五人、任期付職員が五人、非常勤職員が六人、派遣職員が七十五人である。

三及び五について

社会保険庁としては、本年十月に裁定変更処理に従事する職員の数を二百三人に増員したところである

が、今後とも、裁定変更処理の申出の件数や裁定変更処理の件数の推移に応じ、必要な職員の配置に努めることとしている。

また、従事職員数を含む事務処理体制の状況や裁定変更処理の未処理件数及び処理見込み件数については、今後、適宜公表してまいりたい。

平均処理待ち期間については、現在これを把握する仕組みとなつておらず、また、そのための作業が膨大となることから、これを把握して公表することは考えていない。

四について

裁定変更処理に要する期間については、受給者本人の状況によつても異なつてくることから、裁定変更処理の受付の段階で、具体的にいつ裁定変更処理が完了するかお伝えすることは困難であるが、受給者本人には、裁定変更処理にはある程度の期間を要する旨を説明し、御理解いただくよう努めているところである。

六について

社会保険庁としては、今後とも、社会保険業務センターにおける職員の再配置、新たに採用する任期付

職員の重点配置、派遣職員の配置、社会保険庁本庁及び地方社会保険事務局からの同センターに対する支援等により事務処理体制の確保を図るとともに、社会保険オンラインシステムの機能強化を行うこととしている。こうした取組により、社会保険事務所で受付を行い、同センターに進達された裁判変更処理の申出について、同センターにおいて、原則として三か月以内の裁判変更処理を行うことを目指しているところである。